

千葉県土壌汚染対策指導要綱

平成10年4月1日制定

(平成11年8月31日一部改正)

(平成16年12月27日全部改正)

(平成22年3月31日一部改正)

(平成26年5月16日一部改正)

(平成29年3月30日一部改正)

(令和6年2月15日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、特定有害物質等による土壌の汚染について必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下、「土対法」という。）に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定有害物質等 特定有害物質及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下、「ダイ特法」という。）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 工場等 特定有害物質を製造し、使用し、保管し、若しくは処理する工場又は事業場及びダイ特法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- (3) 事業者 工場等において事業を行う者又は行っていた者をいう。
- (4) 開発行為等 土地の形質の変更であって、形質の変更に係る土地（以下、「開発区域」という。）の規模が3,000平方メートル以上（ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあっては、900平方メートル以上。）であるものをいう。
- (5) 土地所有者 工場等の敷地である土地又は敷地であった土地（以下、「工場等の敷地等」という。）を所有する者であって事業者以外のものをいう。

(調査等の方法)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる物質に対して実施する調査又は汚染土壌の除去等の方法については当該各号に定めるとおりとする。なお、調査は原則として指定調査機関に実施させるものとする。

(1) 特定有害物質

土対法、土対法施行令（平成14年政令第336号）、土対法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下、「省令」という。）及び土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（環境省水・大気環境局土壌環境課）（以下、「ガイドライン」という。）に規定され、又は記載されている方法

(2) ダイオキシン類

千葉県土壌汚染対策指導要綱

工場・事業場におけるダイオキシン類に係る土壌汚染対策の手引き（環境省水・大気環境局土壌環境課）（以下、「手引き」という。）に記載されている方法

（土地の履歴調査）

第4条 本市において開発行為等をしようとする者は、開発行為等に着手する前に、開発区域の地歴調査（ガイドライン2.3に記載されている調査（ダイオキシン類については手引き5（2）に記載されている調査））を行うものとする。

2 前項の規定により、地歴調査を行った者は、当該開発行為等に着手する前に、その結果を土壌地歴調査結果報告書（様式第1号）により市長に報告するものとする。

3 第1項に定める場合のほか、事業者及び土地所有者は、工場等を廃止したとき又は工場等において特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理していた施設の全部若しくは主要な部分を除却しようとするときは、当該工場等の敷地等の地歴調査を行うものとする。この場合において、事業者が地歴調査を行ったときは、更に地歴調査を行うことを要しない。

（土壌の調査）

第5条 地歴調査を行った者は、その結果、土壌の汚染があり、又は汚染のおそれがあると認められるときは、当該開発区域又は工場等の敷地等の土壌について、省令第3条の2から第15条までの調査（ダイオキシン類については手引き5（3）に記載されている調査）（以下、「概況調査」という。）を行うものとする。

2 概況調査を行った者は、その結果、土壌の汚染があり、又は汚染のおそれがあると認められるときは、当該開発区域又は工場等の敷地等の土壌について詳細調査（ダイオキシン類については手引き5（5）に記載されている調査）を行うものとする。

3 概況調査又は詳細調査を行った者は、その結果を土壌調査結果報告書（様式第2号）により、速やかに市長に報告するものとする。

（汚染の除去等の措置等）

第6条 概況調査又は詳細調査を行った者は、その結果、土壌が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ各号に定める措置を講ずるものとする。

（1）省令第31条第1項の土壌溶出量基準又は同条第2項の土壌含有量基準に適合していない場合

法第14条第1項に規定する指定の申請

（2）ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）に適合していない場合

手引きに基づく速やかな当該汚染の除去その他の必要な措置（以下、「汚染の除去等の措置」という。）

2 前項第2号に該当する場合において、ダイ特法施行令（平成11年政令第433号）第5条の指定要件に該当するものについては、市長は、ダイ特法第2

千葉県土壌汚染対策指導要綱

9条第5項の規定により同条第1項の対策地域に指定することを千葉県知事に要請するものとする。なお、当該指定がなされた場合、次項及び第3項の規定は適用しない。

3 汚染の除去等の措置を講じた者は、その結果を土壌汚染の除去等の実施報告書（様式第3号）により、速やかに市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の報告書の提出があった場合において、当該汚染の除去等の措置が周辺の環境に及ぼす効果を確認する必要があると認めるときは、当該汚染の除去等の措置を講じた者に対し、当該汚染の除去等の措置を行った土壌に係る水質、大気等の調査を行うよう指示することができる。

（記録の保管等）

第7条 この要綱の規定により土壌調査を行った者又は汚染の除去等の措置を講じた者（以下、「調査等実施者」という。）は、当該調査又は汚染の除去等の措置に関する記録を作成するものとする。

2 調査等実施者が事業者及び土地所有者以外の者であるときは、当該調査等実施者は、前項の記録をその事業者及び土地所有者に引き渡すものとする。

3 事業者及び土地所有者は、第1項の規定により自ら作成し、又は前項の規定により引き渡された記録を保管するものとする。

4 事業者又は土地所有者から前3項の記録に係る土地を取得した者は、当該土地に係る記録を引き継ぎ、引き続きこれを保管するものとする。

（報告及び検査）

第8条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者若しくは土地所有者又は開発行為等をし、若しくはした者（以下この条において「事業者等」という。）に対し、工場等の敷地等又は開発区域の状況その他土壌汚染対策について、土壌汚染に関する調査計画等報告書（様式第4号）により報告を求め、又は事業者等の同意を得て、当該職員に、工場等の敷地等又は開発区域に立ち入り、施設、帳簿、関係書類、土壌その他の物件を調査させることができる。

（情報の提供）

第9条 土壌調査を行い、又は汚染の除去等の措置を講じた者は、必要に応じ、市民に当該調査又は措置に関する情報を提供するよう努めるものとする。

（適用除外及び他の法令との関係）

第10条 この要綱は、法第3条第1項、第4条第2項及び第3項並びに第5条第1項の規定により調査を行った土地（法第2条第1項に規定する特定有害物質に関する部分に限る。）については、適用しない。

（補則）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県土壌汚染対策指導要綱（以下「新要綱」という。）第3条から第6条までの規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる開発行為等又は施行日以後に廃止される工場等若し

千葉県土壌汚染対策指導要綱

くは新要綱第3条第3項に規定する施設（以下「工場等」という。）に係る履歴調査、概況調査及び詳細調査並びに汚染された土壌についての汚染の除去等の措置並びに汚染の除去等の措置を行った土壌に係る水質、大気等の調査（以下「土壌調査等」という。）並びに施行日後に新要綱第6条第1項の規定によりなされる市長の指示に基づく土壌調査等について適用し、施行日前に廃止された工場等に係る土壌調査等及び施行日前にこの要綱による改正前の千葉県土壌汚染対策指導要綱第5条第2項、第6条第3項、第7条第2項及び第8条の規定よりなされた市長の指示に基づく土壌調査等については、なお従前の例による。

3 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月15日から施行する。